

日本住宅性能表示基準（変更案）＜抜粋＞

第 1 趣旨

この基準は、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項の規定に基づき、住宅の性能に関し表示すべき事項及びその表示の方法を定めるものとする。

第 2 適用範囲 略

第 3 用語の定義

1～6 略

7 この基準において「特定測定物質」とは、ホルムアルデヒド、~~アセトアルデヒド~~、トルエン、キシレン、エチルベンゼン及びスチレンをいう。

8～12 略

第 4 表示すべき事項及び表示の方法 略

第 5 遵守事項 略

別表 1（新築住宅に係る表示すべき事項等） 略

別表 2 - 1（既存住宅に係る表示すべき事項等） 略

別表 2 - 2（部位等ごとの劣化事象等） 略